

恵庭市高等学校等入学準備金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月26日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第32号

恵庭市高等学校等入学準備金支給条例の一部を改正する条例

恵庭市高等学校等入学準備金支給条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略） （入学準備金の額） 第3条 入学準備金の額は、入学する生徒1人につき <u>3万円</u> とする。 第4条～第8条（略）	第1条・第2条（略） （入学準備金の額） 第3条 入学準備金の額は、入学する生徒1人につき <u>5万円</u> とする。 第4条～第8条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。